

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月26日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号																																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオン寒川ショッピングセンター さぬき市寒川町石田東甲1375 外																																												
変更した事項	<p>(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>代表者の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マックスバリュ西日本(株)</td> <td>代表取締役 加栗章男</td> <td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>代表者の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マックスバリュ西日本(株)</td> <td>代表取締役 平尾 健一</td> <td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td> <td>代表者変更:令和元年9月10日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>代表者の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マックスバリュ西日本(株)</td> <td>代表取締役 加栗章男</td> <td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)宮脇書店</td> <td>代表取締役 宮脇 範次</td> <td>高松市丸亀町4番地の8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)大創産業</td> <td>代表取締役 矢野博丈</td> <td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)ビッグ・エス</td> <td>代表取締役 岡田</td> <td>高松市多肥上町1210番地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			小売業者		住所	備考	氏名又は名称	代表者の氏名	マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号		小売業者		住所	備考	氏名又は名称	代表者の氏名	マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表者変更:令和元年9月10日	小売業者		住所	備考	氏名又は名称	代表者の氏名	マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号		(株)宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	高松市丸亀町4番地の8		(株)大創産業	代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号		(株)ビッグ・エス	代表取締役 岡田	高松市多肥上町1210番地	
小売業者		住所	備考																																										
氏名又は名称	代表者の氏名																																												
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号																																											
小売業者		住所	備考																																										
氏名又は名称	代表者の氏名																																												
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	代表者変更:令和元年9月10日																																										
小売業者		住所	備考																																										
氏名又は名称	代表者の氏名																																												
マックスバリュ西日本(株)	代表取締役 加栗章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号																																											
(株)宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	高松市丸亀町4番地の8																																											
(株)大創産業	代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号																																											
(株)ビッグ・エス	代表取締役 岡田	高松市多肥上町1210番地																																											

達也			
【変更後】			
小売業者		住所	備考
氏名又は名称	代表者の氏名		
マックスバリュ 西日本(株)	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南 一丁目3番52号	代表者変更: 令和 元年9月10日
(株)宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	高松市丸亀町4番地の8	
(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行 東一丁目4番14号	代表者変更: 平成 30年3月1日
(株)ビッグ・エス	代表取締役 岡田 達也	高松市多肥上町1210番地	
変更 の年 月日	上記備考欄のとおり		
変更 する 理由	上記備考欄のとおり		

2. 届出年月日

令和元年11月13日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	令和元年11月26日から令和2年3月26日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年3月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ